

2026年3月1日

お客様各位

出光興産株式会社

太陽光余剰電力買取サービス（一条でんき）利用規約 改定のお知らせ

平素は弊社の電力サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、「太陽光余剰電力買取サービス（一条でんき）利用規約」の文書を一部改定することいたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

今後もお客様ニーズに柔軟に対応し更なるサービス拡充に向けて取り組んでまいりますので、内容ご理解賜りますとともに、引き続き弊社サービスをご愛顧下さいますようお願いいたします。

記

1. 適用開始日

2025年3月1日

2. 改定文書

太陽光余剰電力買取サービス（一条でんき）利用規約

3. 改定内容

（1）新旧対比表：別紙をご確認ください。

（2）改定後の全文：弊社 HP に掲示しております。

https://synergy.idemitsu.com/denki/system/files/2026-01/kaitori_term_ichijo_20260301_0.pdf

4. 本件に関するお問い合わせ先

■ お問い合わせ先

一条でんき コールセンター

☎ 0120-199-021（フリーダイヤル）

【受付時間】9:00-17:30（12月29日～1月3日を除く）

以上

(別紙)

■ 太陽光余剰電力買取サービス（一条でんき）利用規約の改定について

変更前	変更後
<p>この規約（以下「本規約」といいます。）は、出光興産株式会社（以下「出光」といいます。）が株式会社一条工務店（以下「一条」といいます。）を媒介事業者として提供する太陽光発電電力買取サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。</p>	<p>この規約（以下「本規約」といいます。）は、出光興産株式会社（以下「出光」といいます。）が株式会社一条工務店（以下「一条」といいます。）を媒介事業者として提供する太陽光余剰発電電力買取サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用、および出光と電気需給契約締結のうえ本サービスを利用し、かつ同一地点において出光と電気需給契約を締結している場合に適用する特別プラン（以下「特別プラン」といいます。）に関して定めるものです。</p>
<p>1. 総則</p> <p>(2)本規約に定めのないその他の事項については、要綱の定めによるものとします。なお、本規約が要綱に抵触する場合には、本規約が優先されるものとします。</p>	<p>1. 総則</p> <p>(2)本規約に定めのないその他の事項および用語の定義については、要綱の定めによるものとします。なお、本規約が要綱に抵触する場合には、本規約が優先されるものとします。</p>
<p>2. サービスの内容と利用条件</p> <p>(1) 利用条件</p> <p>一条の販売した住宅用太陽光発電システムを設置していること。</p>	<p>2. サービスの内容と利用条件</p> <p>(1)利用条件</p> <p><u>最初に本サービスへお申込みいただいた時点で一条の販売した住宅にお住まいであること。</u></p>
	<p>3. 特別プランの内容と適用条件</p> <p>(1)適用条件</p> <p><u>以下の条件を満たすお客様からの申込みを当社が承諾した場合に、特別プランを適用します。</u></p> <p><u>(イ)同一の暦月において、当社の電気需給約款（低圧）に基づき、当社と電気需給契約を締結していること。</u></p> <p><u>(ロ)原則として、電力受給契約における受給設備の設置場所と電気需給契約における需要場所が同一であること。</u></p> <p><u>(ハ)原則として、電力受給契約と電気需給契約の契約者が同一名義であること。</u></p> <p>(2)プラン内容</p> <p><u>当社の「太陽光発電設備（低圧）からの電力購入単価」について、1キロワット時あたり 2 円（税込）を割り増します。</u></p>

(3)適用開始日

(イ)電力受給契約の申込み前に電気需給契約を締結している場合

原則として、電力受給契約の受給開始日より、特別プランを適用します。

(ロ)電力受給契約の申込みと同時に電気需給契約を締結している場合

原則として、電力受給契約の受給開始日より、特別プランを適用します。ただし、電気需給契約の需給開始日が受給開始日の翌月以降となった場合は、原則として、電気需給契約開始日以降の受給検針日より、特別プランを適用します。

(ハ)電力受給契約の申込み後に電気需給契約を申込みの場合

原則として、電力需給契約開始日以降の受給検針日より特別プランを適用します。なお、この場合、お客様は、あらかじめ特別プランの適用を当社に申込みいただきます。

(4)適用終了日

当社は、お客様が 3. (1) (適用条件) を満たさないことが判明した場合には、本特別プランの適用を終了します。その場合の終了日は、以下のとおりとします。

(イ)電力受給契約を解約する場合

解約日に終了します。

(ロ)(イ)以外の事由による場合

当該事由発生日の次回検針日の前日に終了します。